

◎開 会

委員長 ただいまから平成16年第1回臨時教育委員会会議を開催いたします。

---

◎議事録署名委員の選任

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を瀧田委員にお願いいたします。

---

◎議案の提出

委員長 日程に従って議事を進めてまいります。

本日提案されている議題は、議案8件でございます。

---

◎議案第13号

委員長 初めに、議案第13号「平成16年度松戸市教育施策基本方針について」を議題といたします。

どうぞご説明をお願いします。

企画管理室長 議案第13号「平成16年度松戸市教育施策基本方針について」

平成16年度の教育施策基本方針を別紙のとおり定める。

平成16年3月24日提出、松戸市教育委員会教育長、齋藤 功。

提案理由は、平成16年度の教育施策に係る基本方針を定めるためであります。

総合計画の基本理念を踏まえ、教育情報の基地として教育情報センターの設置、今後の学校経営の基本となる適正規模適正配置や学校選択制などが既に開始されております。5カ年計画の中でもっとも本格的な動きとなる16年度は、子どもいきいきアシストプランを初めとする学校教育への支援が改革の中心となっております。

松戸市教育委員会は、次代を担う人材を育成するという教育行政に課せられた責務を果たすために、教育改革の第2年次に際し、決意を新たに平成16年度の教育施策を次のように定めるといふこととさせていただきます。

その施策につきまして、次のページ1番に生涯学習を推進する体制を整備します。(1)、(2)というのがございます。

2番目としまして、児童生徒に「確かな学力」と「豊かな心」を育成しますということで、(1)から(4)までが、3番目といたしまして、多様化する市民の学習ニーズに対応できるようにするとともに固有な文化の保護伝承と新たな文化の創造に努めますということで、(1)から(6)番までがございます。

最後に、市民の人権意識を高めますということで、(1)から(3)まで重点にさせていただきます。

以上、簡単ですけども、議案第13号の説明概要になります。

**委員長** この16年度基本方針につきましては、あらかじめ委員さん方に見ていただいたと思います。私も総論、各論を拝見して、ちょっと総論の中段がわかりにくいかなと。もう少しやさしく表現できないかなという注文をつけました。各委員さんからも細かな注文が出たことと思います。その上で、きょうお示したようなものが出てまいりましたが、いかがでしょうか。これをちょっと見ていただいた上で、ご討論をいただきたいと思いますが。

昨年度の基本方針と比較して、このフォームそのものは余り変わりはありませんか。

**企画管理室長** アクションプランを各該当する学校あるいは地域でかなり説明させていただいており、そのアクションプランを具体化するための施策を出させていただいたということが主な違いかなと思います。

**委員長** いかがでしょうか。

**瀧田委員** 毎年この基本方針というのは出ますですね。ですから単純にすべてを網羅しているということではなく、今年度の重点目標という感じでとらえていけばいいのかとは思っていますが、二、三ちょっと具体的にわからないところがあって、「自己評価及び他者による評価」というところがあるんですが、その他者による評価の具体的なシステムを構築するか書いてありましたが、そういう場合に、どういう評価システムを組むという、そういうことを前もってご教授いただくようなことがあるんでしょうか。

一番初めの「生涯学習を推進する体制を整備します」というところで——そこにも評価システムの構築に努めますというのが書いてありますよね。

その次に、情報の提供に努めますというのが、いろいろなインターネットとか、そういう手段でやるのか、もう少し情報の提供が一般の人たちにわかりやすい何か特別なことをしていくのか。

それから、2番の「特別支援教育総合施策に」というところの「特別支援」というものについてもう少し教えていただくと助かると思うのと。

それから、リテラシー教育というのが一般的にもう通用している外来語として私たちが認識しなくてはいけないのかという、その辺が読んでいて疑問に思ったところです。

あと3番目は、社会教育のところですが、社会教育と学校教育の結びつきというのを、今年度はこういう目標を掲げるということで、その辺は丁寧にこれから学校教育と社会教育、どっちが強くて、どっちが寄りかかってということではなく、対等な立場でお互いの交流ができるようにしていただきたいなというふうに思っているところがございます。

**委員長** 今出た質問、疑問点についていかがでしょうか。答えられる範囲内で。

**企画管理室長** 評価システム、内部評価それから外部評価、こういう両面からございますけれども、内部評価につきましては、学校の方でいろいろな形でかなりやっているところがございます。

問題は外部評価ですけれども、その辺につきましては、評価基準という部分は今のところ策定中ですので、細かくどういうものがあるのかということはお示しすることはできませんけれども、来年度からの問題もありますので、学校評議員制度などいろいろあるかと思えますけれども、その辺については研究を重ねまして、十分協議した上で、またご報告します。

それから、2番目の情報関係につきましては、本年度各学校にコンピューターを数十台という形で、小学校につきましても、中学校につきましてもある程度整備され、教育行政からの情報発信は情報センターの方でやる、あるいは教育委員会の方のホームページ等でやっておりますけれども、やはり学校ごとの情報というものは、学校ごとに立ち上げていただきまして、地域の方々あるいは保護者の方々に情報が得られるよう準備を重ねているところがございます。

**本部長** 特別支援につきましては、いわゆる特殊教育と言われた部分、障害のあるお子さんということが基本になっております。

国の方ではその考え方が少しずつ変わってきているというふうに思いますが、来年度、研究指定校と申しますか、指定をさせていただいて、今後のあり方についていろいろと研究をしていくという予定をとっております。

少なくともここ数年の状況としては、従前のやり方の延長線上で続けていかれるわけですが、いろいろな形の意見が出ており、やはり新しい手段と申しますか、方法を検討する時期に来ているかなと、こういうふうに思っております。

**企画管理室長** 情報リテラシーという言葉ですが、一般的にこのリテラシーという言葉は、文献等々にもよく出ています。

それから、学校教育と社会教育は同等にというようなことをございますけれども、教育委員会として、学校を中心といたしまして、地域の活性化等も含め、学校と地域の交流というふうなことも考えておりますし、また総合的な学習の中でもいろいろな授業の中に組み入れるために、やはり社会教育をやっていらっしゃる方々にご協力いただいたりというようなことも考えなくてはいけないだろうと思いますし、また、そういった方々のご協力も日々いただいております。そういう意味では、学校教育と社会教育は相互に連携し合ってやっていかなければならないというふうに思っています。

**委員長** よろしいですか、そういうことで。

いかがでしょう、關先生。

**關委員** 瀧田先生にいろいろ質問をしていただきましたので、助かりました。

私は1つそれに関連して、言葉の使い方を確認したいと思います。

先ほど指摘していただいたちょうど下から10何行目あたりのところ、「他者による評価」という言葉がありましたが、その1行上に「情報を共有し」の後に「双方の説明責任として」とありますね。その双方の説明責任って、だれとだれのことでしょうか。

**企画管理室長** ここで言っている「双方」は、学校側というか、行政側といいますか、教育側への説明責任というものも当然あると思いますし、教育委員会事務局としての説明責任というものもある。また逆に、先ほどもちょっと出ましたけれども、社会教育、学校教育のことにおいての話ですから、当然として地域の方々もいろいろな形で、行政に対してあるいは学校に対してこんな説明をしていただきたいという、お互いにやはり説明の機会を持つというような形の中から、そんなようにさせていただきました。

**關委員** そうすると、ここではその前にあるのは学校、家庭、地域社会とあるわけですが、それプラス教育委員会も含み、それを「双方」という言葉で理解するかなと思いました。

**瀧田委員** 「双方」というからおかしいんで、「相互」といった方が。

**学校教育担当部長** よろしいですか。ちょっと前後しますけれども、評価の件で学校関係だけちょっと言わせていただきますと、内部評価というのは従前からやっております。ただ、それらは非常に自己満足的な部分もありまして、こういう外部評価という件について非常に大きく取り上げられている時代でもありますし、それから教育委員会の方でも学校の方へ外部、特に保護者や地域の方それから評議員の方も含めて、外部評価というのが大きくうねっている時代であります。

ただし、内容的にはまだほとんど練られていませんね。アンケート的な部分、項目一つに

しても、どこか先進地のものをまねているとか、非常にまだまだという感じがいたします。

それから、アンケート形式が本当に合った外部評価なのかということ等も、やはり研究していかなければいけないということで、ここに書いてあるような学校評価システムというふうに考えていただければ、目指していただければと。まだまだこれからだというふうに思います。ある程度一定の基準化といいますか、そういうことをやっていかなければだめだと思います。

それから、もう一つ、本部長の方から説明がありました特別支援教育の定義ですけれども、これはもうご存じだと思いますが、大きく変わろうとしている時代であります。これも法が出るとか出ないとかとあって、まだ正式には出ていない。この研究の概要になるというところですが。軽度の障害については普通学級でもよくその子供を扱っていきけるような、あるいは担任のそういう部分、コーディネーター等の状況、そういう準備等については研究所で取り組むと思います。それとあわせて、教育改革の特別子供教育支援の部分とをどういうふうにするかということも16年度には取り組んでいかなければいけないと思っております。

すんなりいくかどうかというのは難しいと思うんですが。

**審議監** 先ほど評価についていろいろありました。私ども評価についてのプロジェクトを、教頭会また教務主任会に依頼し、数名ずつ出ていただいて現在検討しているところです。

基本的なスタンスとしましては、ランクづけというんでしょうか、学校が云々ということより、むしろ学校がこれからより活性化を図るために、どういう評価がよりいい効果を見せるかということに視点を置いて、現場発想そして私どもも事務局発想で、今整合をかけてプロジェクトにより検討しているところです。今そういう段階のところでございます。

なお、今、特別支援教育について本部長また担当部長からありましたけれども、研究所の補佐がそういう点についてはかなり堪能ですので、もし必要であれば、お話しさせていただけるようにいたしますけれども。

**委員長** お願いします。

**教育研究所長補佐** 先ほど本部長それから担当部長から話があったことがほとんどだと思うんですが、今まで特殊教育でやってきた部分だけではなくて、軽度発達障害の部分のADHDそれからLD、それから高機能自閉症のお子さんも含めて、普通学級にいるお子さんについての支援をということで、ご指導をいただきながら、来年度いろいろな支援とか、それから推進委員会の発足をして、どうやって具体的に対応したらいいかということ、学校を決めて研究していくという段階に入っているんですけれども。

**教育長** くどくなるんですけども、特別支援教育の理念というのは日本でもあるにはあったんですけども、統合教育だって、いわゆる健常児と障害児を一緒にする統合教育ということだけが先行し、基盤も人も物も金もない時代に、ただ普通教室に全部入れていけば公平平等な教育ができるんだという理念で先行して、かなり不協和音を起こした時代は何度もあるんです。そこから一步も進んでいなかったんですけども、現実やはり特殊学級を中心とする軽中度発達障害の子供たちの特殊学級の中へ、あるいは言語治療通級教室とか、あるいは弱視とか、幾つかのジャンルで、明らかに客観的にも主体的にも障害があるというふうに認められる分野、それで研究もある程度進んでいるところは充実されてきたんですけども、今言ったLD、ADHDとか、ふだんはほとんどわからない、だけれども、やはり明らかに障害を持っている子供たちが普通学級にいて、そういう教育の機会が保障されないというのは変ですけども、十分な教育がされていないということの方にだんだん目が向いてきたということなんですか。

文部省が最近急に言い出しているのは、もう10年以上前なんですけど、G7という先進国の大蔵省から中央銀行総裁クラスの協議会が行われているんですけども、その中で教育に関してインクルージョンという欧米の思想で、日本とは似て非なるものなんですけども、やはり普通学級の中にそういう学習困難な子供たちがいる。それを統合しながら教育していく、囲い込みだけが特殊教育じゃなく、特別に支援を要する子供たちへの学習環境の整備というようなことで、約束事になったわけです。日本だけがそれをやっていないじゃないかと。欧米が、G7がどれだけやっているかわからないんですけども。もう3年ぐらい前にこの特別支援教育に関する協力者会議も文部省が設置して、答申を受けて、そんなこんなで急速に特別に支援を要する教育ということに。

ですから、もう特殊学級中心ではないんだと。それから、養護学校、盲学校、聾学校、いろいろとありますけれども、それと義務教育の接点がほとんどないじゃないかと。相互に技術とかノウハウ、教育理論を義務教育に提供するような、あるいは逆に義務教育から情報を提供するような、そんな双方向のシステムがないじゃないかと。そういうのもつくっていかうと、そういうことで。まだ研究の段階のレベルを私は脱していないだろうと思うんですけども、上からどんどんおりてきていますから、これはもうやらざるを得ないし、やるべき課題ではあるというふうに思いますので。これがひとり歩きすると、いろいろな問題が発生してくると。

ですから、これをもって特殊学級は解体するんだ、なくなるんだろうと……。理念として

はそれはありますから。今ある特学がすぐなくなるんだという間違っただ情報がはんらんしてきている。統廃合問題に絡めて、何々小学校の特学は解体されちゃうんだと。その統合を機にやるんだとか、いろいろなこういう情報が錯綜している今の実態なんですけれども。

**瀧田委員** 現場の先生たちは、やはりそういう普通学級の中で、もちろん取り込んでいけばいいんだけど、そこに何かの手厚い支援がないと大変ですよ。

**教育長** ですから、その手厚い支援というのは一体どういうことなんだと。教育的な見地、教育的な支援というのを研究開発しなけりゃならんと。

ただ、手厚い支援といいますと、すぐ普通教室にいるADHDの子どもに介添え人をつければそれでいいじゃないかと、それが手厚い教育なんだと、こういうふうな発想に一般的には陥りがちだという。それを気をつけなければいけないんです。

**瀧田委員** そうですね。わかりました。

いろいろご説明ありがとうございます。

**教育長** うかうかしていると、研究所もそういうふうな考えがちだから。もっと高度なノウハウを研究開発しないと。

**瀧田委員** そういうのはやはり広く、支援という言葉をもう少し……。

**委員長** 特別支援教育総合施策というところで理解をいただきたいというのが教育委員会のこの趣旨なんだろうけれども、やはり各論に入るといろいろな疑問点が出てくるのはしょうがないと思います。

よろしいですか。

**瀧田委員** ありがとうございます。

**委員長** それでは、この第13号議案について、討論と質疑とを終了してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、その決をとりたいと思います。

原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

**瀧田委員** さっきの「双方」は「相互」に変えるんですよ。

**委員長** その点よろしくお願ひします。これは、ここで決定次第、もうすぐにでもいわゆるインターネットに流すんですか。

**本部長** 文言の整理をさせていただきます、また各委員さん方のところへお手元にお届けをさせていただきます。それで、新年度早々にでもインターネット上に乗せたいし、また印刷

物にもなろうかと思えます。

**委員長** そういう手順を踏みまして、それでは、議案第13号を原案どおり決定をいたしました。  
ありがとうございます。

---

◎議案第14号、議案第15号、議案第16号

**委員長** 次に、議案第14号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたしますが、この14号から、15号、16号までを一括上程してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**委員長** そうしましたら、議案第14号、また、議案第15号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」並びに議案第16号「教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」の3件を一括上程いたします。

説明をよろしく願いいたします。

**企画管理室長** 議案第14号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第15号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」、議案第16号「教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」、3議案が関連しますので、一括して説明させていただきたいと思えます。

議案第14号につきましては、8ページの方を見ていただきたいと思います。

左側に改正前、右側に改正後となっております。

組織につきましては、生涯学習本部、まず企画管理室、これは昨年との関係です。教育情報センターが設立されましたので、それを係相当ということで、ここに追加させていただきました。

それから、教育施設課、従来までは施設係、営繕係という2つの係がありましたが、これを取っ払い、係制をなくしました。これは何かと申しますと、学校建設が今なかなかどうか、どちらかというとなんか統廃合しているような状況で、学校建設というものがもうほぼ皆無になりまして、営繕的な修繕とかが非常に多くなっていくというようなところ、備品の購入でうまく使ってやりたいということから、係制を廃止することになったわけでございます。

それから、こども課に少年センターがございますけれども、少年センターにつきましては、少年センター設置条例というのがございますので係のところから削除をさせていただきます

た。

それから、スポーツ課におきましては、17年度に高校総体がございます。俗に言うインターハイでございますけれども、松戸につきましては、自転車競技とフェンシングの会場になります。それに伴いまして、高等学校総合体育大会の推進室を設置していこうということです。これは時限的なものがございますので、終了して清算が終わった段階で、この室はなくなるだろうということでもあります。

それから、学校教育担当部の方に入りますけれども、学務課に市立高等学校担当室というのがございます。これは係制でつくっておりました。今回4月1日から担当室につきましては決裁権あるいは議会での答弁をやっていただきたい、自己完結型組織にしたいと。これは市長部局とも同調して考えておるところでございます。その意味から、担当室というところに市立高校担当室を設置させていただきました。

それから、保健体育課の方も同じような形で、学校保健給食担当室というのが係制であったわけですが、市立高等学校担当室と同じような形で、決裁権等々をお任せするために、係の方から担当室のところに持ってきたものでございます。

組織につきましては以上でございます。

次に、議案15号の方ですが、今申し上げました組織の改正等により、事務決裁の規程を改正させていただいたものでございます。

それから、議案16号につきましては、2枚目をめくっていただきたいと思います。改正前、改正後ということでございます。

改正前につきましては、(8)番でございますが、企画管理室ができたときに改正をしていなかったもので、今回改正という形で提出させていただいたところでございます。

以上、議案14、15、16号の内容説明となります。

**委員長** ご苦労さまです。

これは教育委員会の機構改革まではいかない、そういう表現ではないんですね。

**企画管理室長** 機構改革といいますと、かなり大きなものですが、今までちょっと整理されていなかった部分を整理するとともに、係から担当室という形で決裁権等の権限移譲も考えまして格上げをさせていただいたということですから、抜本的な機構改革ということではありません。

ただ、スポーツ課に高等学校総合体育大会の推進室、これが新しく今回できたということでもあります。

**委員長** 以上のような状況だそうです。

いかがでしょうか。

**關委員** 14号の説明にありました8ページの改正前、改正後のその一覧表ですね、そこをごらんください。

先ほどの説明を受けながら、左の図と右の図がどう違うのかを見ながら聞いておりました。

右側の図をごらんください。そうすると、結局本部があつて担当部があつて、その次に企画管理室及び課があつて、その次が担当室、係というふうに恐らく位置づけられるんだと思います。ちょっと気になったのは、企画管理室というのには室長がいるわけですか。

**企画管理室長** はい。

**關委員** 担当室にも室長がいるわけですか。

**企画管理室長** はい。

**關委員** その辺を普通の役職上は恐らく区別されるんでしょうが、一般の人が聞いたら、どちらの室長がどっちだというふうな混乱はないものでしょうか。

**企画管理室長** それは、参考として申し上げるわけですが、例えば企画管理室のところ、右側の改正後をちょっと見ていただきたいんですが、教育情報センターというのがあるわけです。この教育情報センターは教育情報室でもいいわけです。あえてこれをセンターというふうなことで置きましたのは、企画管理室の中にまた教育情報室というふうな形で重複していると、室長というふうな話になりますと、非常にわかりにくいであろうということが第1点。それと、センターということで、やはり教育情報の中心となるというようなことでセンターという形にさせていただいたわけですが、ほかの室につきましても、それぞれ課の下に室という形で入っておりますので、まして冠がそれぞれついておりますので、例えば一般の市民の方々から教育委員会に対して「室長おりますか」というふうな形ではなくて、「何々室長」というふうになると思いますので。

**本部長** ご質問は、同じ室長でもランクが違うのが紛らわしいんじゃないかと、端的に言うとなんかそう思うんですけども、例えば国の組織でも、局の中に審議監がいて、局長の上に審議監がいるというような状況がございしますが、そういう意味ではわかりにくいことはわかりにくいだろうというふうには思います。

もっと申し上げますと、企画管理室があつて、社会教育課に美術館準備室がある。同じ室長でランクが2つ違ってしまうわけです。そういうわかりにくい面は一部あるかなという気はいたしますけれども、今回担当室をわざわざ課と係の間に置いたのは、担当室長に課長と

同等に、自分の守備範囲内のことについては、その権限を全部移譲しよう、予算の執行権から何から全部渡してしまおうということが究極のねらいでございまして、それに伴いまして、15号、16号のものが出てきたというふうにご理解をいただきたいと思います。

**關委員** 制度上それでいいのであれば、全然問題ありません。ただ、一般論として、こういう場合にどう考えたらいいのかなという疑問であります。

例えば今のところなんですが、企画管理室というのは、その部の下の課に相当するのは管理室1個だけなんです。あとはみんな課ですね。

**本部長** あとは課でございます。

**關委員** つまりこれは企画管理課ではないということなんです。

**本部長** はい。

**關委員** これもやはり意味があるわけですね。企画管理課ではないという意味が。

**本部長** これは本部制をしいたときに、各本部に企画管理室が必ずあるという形をとっていました。企画管理室が他の課よりも非常にいろいろな役割を持たされているということで、どちらかという、本部の参謀組織だという位置づけになっております。

**關委員** その場合には、まだ管理室が1個だったからいいけれども、今度その下に室をつくったから、その意味でちょっと混乱するもので、それが気になったわけです。ないときは1個でも意味があったんですが、担当室というのを設けたら、何かその辺で、言葉の使い方上、どんなものかなと。

わかりました。

**教育長** それで、企画管理室に教育改革担当推進室を設けようと思ったんですけども、それこそ室、室でちょっとまずいので、じゃ企画管理室を無理やり企画管理課という名称に変更すれば、その傘下に教育改革推進室があってもよからうということも検討したんですけども、やはりこの企画管理室というのは市全体の組織名称で、それこそ本部に対する参謀本部という意味合いがあるので、これは変えられないと。あえて推進室という名称は使わないと。ここには出ていませんけれども、教育改革推進班というような組織……。今は審議監を入れることで若干強化しました。そういう体制をとりました。

**瀧田委員** スポーツ課の方に高校総体の推進室というのが17年の実施に向けてできているんだと思うんですが、何か例えば今あるスポーツ課のそのままだが推進室みたいになるような状況なのでしょうか。

**本部長** スポーツ課の中にスポーツ課長がおりまして、推進室長がいるという。

瀧田委員 そうですよ、兼任していますよね、スポーツ課長と。

本部長 新年度については後ほどの議論になろうかと思いますが。

瀧田委員 結構私もスポーツ畑をずっと関係していたもので、きつぎつの人員体制で、次のところにも高校総体のところは大会に関することという一つの項目しかないんですが、参加人員とか大規模な事業になるんじゃないかなと思いますんで、どういうふうな扱いになるのかなというふうにはちょっと気がかりです。今のままでただ推進室の形になるんでは、ちょっと大変なんじゃないかなと思ったりするわけなんですけれども。

企画管理室長 これは最後の人事の関係になりますので、定数のところに出てくるかと思えます。

瀧田委員 定数がふえている。何人ほど。

企画管理室長 実質的には、市の職員だけでは4名、それから県の高校の先生方お2人、それからいろんな細かい雑用等々がありますので、アルバイトで2人入れようというふうには考えております。

瀧田委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 そういうことで、いろいろ各部署が動きやすいような機構に変更しようという企画のようです。

この14号、15号、16号について総括的にご意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。

關委員 形式的な変更だけで、各内容上の変更はないわけですよ。

企画管理室長 はい。

關委員 例えば職務権限がどう変わるとか、それはないわけですね。

本部長 職務権限は、担当室長の職務権限は強化されます。それらにつきましては、15号の1ページ目ですが、今まで事務決裁規程では主務課長だけだったわけですけども、「主務課長又は担当室長」というふうに、担当室長も主務課長と同様の権限が与えられるということになります。

關委員 そうすると、50万未満の決裁については主務課長または担当室長の権限が変わっているということですね。

本部長 はい。

委員長 いいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、もう一度申し上げます。14号、15号、16号についてございませんでしたら、採決をさせていただきたいと思います。

まず、14号について、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

**委員長** では、そのように決定させていただきます。

続きまして、15号について、原案どおり決定させていただいてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** 15号も原案どおり決定をいたしました。

同じく16号についても、原案どおり決定させていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** 16号も原案どおり決定をいたします。

14、15、16、全部原案どおり決定をさせていただきました。

---

#### ◎議案第17号

**委員長** 続いて、17号について説明をお願いいたします。

**企画管理室長** 議案第17号「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

平成16年3月24日提出、松戸市教育委員会教育長、齋藤 功。

提案理由でございますけれども、職員定数の適正配分を行うことにより、事務の効率的運営を行うためというものでございます。

次の2枚めくっていただきまして、松戸市教育委員会の職員定数の配分に関する規則の新旧対照表というのがございます。

左側が改正前の表で、合計で680人、このようになっておりました。これにつきましては、右側の方を見ていただきたいと思いますけれども、同じような形で改正後680人で、定数上の変わりはありません。

大きく変わっているところが、一番上の事務局。事務局ということは、この教育委員会の4階、5階、6階にある課の定数が192から217になっております。

その主なふえている原因でございますけれども、企画管理室につきましては教育改革の推進のための職員の配置、それから情報センターが指導課の方から昨年の春に参りましたので、その分で3名程度ふえております。

それから、スポーツ課、先ほども申し上げましたところですが、市の職員の定数ということで、4名増になっていると思います。このほかに県の方から2人来ましたり、あるいは先ほど申し上げたような形で強化させていただきたいというふうなことであります。

それから、学校教育担当部のところ2名になるのは、1名減させていただきました。これは前に審議監がいましたけれども、これが退職しまして1年を経過していて、一応事務的にも必要ないであろうというふうな点から、これを減させていただいております。

それから、指導課につきましては、先ほど申し上げましたように企画管理室の方に情報関係の職員が行きましたので、その分2名の減をさせていただいております。

大体事務局についての主なところはそういったところでございますけれども、一番下の小・中学校341名が316名になっております。マイナス25名でございますが、これにつきましては、退職の不補充という形でマイナスになってございます。

以上でございます。

**委員長** このような結果でいろいろ見ていきますと、これ小・中学校の定数が減るといのは、統廃合には関係あるんですか。

**本部長** いや給食調理員でございます。

**委員長** いかがでしょうか。この定数について、ほかにご質問ございませんですか。

**關委員** ちょっと確認を。

今おっしゃった人数の増員とさっきの議案14号の8ページの改正後のところの表でいう……。もう一度おっしゃっていただけますか、どこが何人と。

**企画管理室長** では14号の1ページ目の表で申し上げます。

これは議案17号でいいますと、事務局の分でございます。

企画管理室、プラス3、スポーツ課、プラス4、それからこれは学校担当部という形で、課長と部長の間におりました——この表には出てきませんけれども、先ほど申し上げました審議監の退職によりましてということで、マイナス1、それから次に指導課、マイナス2。このマイナス2というのが企画管理室の方に入ったわけです。情報センター関係の指導主事です。それから次に、保健体育課、これがプラス1でございます。それから、これ事務局ではございませんので、小・中学校につきましては、先ほど申しましたマイナス25という形に

なります。

**本部長** この表はいわゆる条例定数でございまして、最大限ここまで教育委員会の職員を確保することができるということでございます。実際には予算定数というのがありまして、この680を下回っております。それが……。

**企画管理室長** 634ぐらいだと思いますけれども。

**本部長** これは市全体として、通常もう当然のことでございます。予算定数と条例定数の違いは。ただ、小さいところと申しますか、監査だとかというところは予算定数と条例定数がイコールになっているところもございます。

**關委員** そうすると、現在192というのが予算定数になっているけれども、実際に192人いるというわけではない。

**本部長** 条例定数です。予算定数はもうちょっと低いという。

**委員長** 17号についてよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** じゃ採決をさせていただきます。

議案第17号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ご異議ないものと認め、第17号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第18号、議案第19号

**委員長** 続きまして、18号、19号は関連議案です。

第18号「松戸市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の制定について」並びに議案第19号「市立学校施設使用に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、これは一括上程させていただきます。

それでは、説明をお願いします。

**企画管理室長** 議案第18号「松戸市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の制定について」、議案第19号「市立学校施設使用に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の内容を申し上げます。

まず、18号でございましてけれども、1枚めくっていただきますと、改正前、改正後という形でちょっと例を添付させていただいております。今まで教育委員会から発信します文書に

つきましては、「何々殿」というような様式になっておりました。それを「何々様」と、これは市全体としてこのような形に改正をされたところでございます。

また、逆に市民の方々から申請書が出されるときがあります。それにつきましては、旧では「松戸市教育委員会様」というふうな形で申請書の様式が規定されておったわけですが、新しい改正後では「(あて先)松戸市教育委員会」ということで、「様」がなくなるということでございます。

それと同じように、議案の19号につきましても、同様の形になるものであります。

これは市全体として検討した中で、改正するものであります。

以上です。

**委員長** ということだそうです。敬称の変更。確かに常識的な問題でしょう。

そういうことで、ご質問がなければ採決をさせていただきます。

第18号について、ご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

**委員長** では、そのように原案どおり決定させていただきます。

同じく19号についてもご異議なければと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

**委員長** 19号も同じように決定をさせていただきました。

---

#### ◎議案第20号

**委員長** これより議案第20号「松戸市教育委員会部長職等の人事について」を議題とします。

その前に、この議題は人事案件ですので、秘密会とすることに異議ございませんか。

それでは、本議題は秘密会といたします。つきましては、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の方はご退席をお願いいたします。

生涯学習本部長、学校教育担当部長、生涯学習本部審議監、企画管理室長、以上でございます。

(秘 密 会)

#### ◎閉 会

**委員長** では、以上をもちまして、平成16年第1回臨時教育委員会会議を閉会をいたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 6時09分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員